企業再生検討委員会規程

2020年3月30日 改定

(設置と目的)

- 第1条 社長の諮問機関として、企業再生検討委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。
 - 2 「委員会」は、当社が取り組む企業再生について、社長の諮問に応じ、当該債務 者の事業の再生の可能性の可否につき中立、公正な立場から判定を行うとともに、 可と判定した案件につき、専門的立場より助言等の支援を行う。

(委員会の構成)

- 第2条 委員の定数は、3人以上6人以内とする。
 - 2 委員会には、委員長を置く。

(委員の選任等)

- 第3条 委員は、外部の専門的な知識と経験を有する者から、取締役会の承認を得て社長 が委嘱する。
 - 2 委嘱する委員のうち 3 人以上は、債務処理に関する専門的な知識と経験を有する 者とする。
 - 3 委員の任期は、7月1日から翌々年の6月30日迄の2年間とし、再任を妨げない。
 - 但し、任期途中の委員の後任として選任された委員の任期は、前任委員の任期が満了するときまでとする。
 - 4 委員長は、委員が互選する。
 - 5 委員長に事故等がある場合、あらかじめ委員長の指名する委員又は委員長以外の 委員間で互選された委員がその職務を代理する。

(委員会及び委員の職務等)

- 第4条 委員会は、社長の諮問に応じ、当社が主要債権者である債務者、又は主要金融債権者が当社に再建計画の検証及び金融債権者間の調整などを委託した債務者につき、債務者の事業の再生が可能であるか否かを判定し、答申する。
 - 2 委員は、委員長の指名により個別案件会議に適宜参加し、助言などを行う。
 - 3 委員は、委員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を辞した後 も同様とする。

4 委員は、その職務につき利害相反が生ずるおそれがある場合には、委員長にその 旨を申し出て、その職務を回避しなければならない。

(委員会の運営)

- 第5条 委員会は、社長の要請に基づいて、随時、委員長が招集する。
 - 2 委員会は、委員長が議事を司る。
 - 3 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
 - 4 委員会の事務は、事業再生部において行う。

付則

(施行期日)

- 1. 本規程は、2015年7月1日から施行する。
- 2. 本規程は、2017年6月26日に改定し、同日から施行する。
- 3. 本規程は、2020年3月30日に改定し、同日から施行する。